

令和 6 年度
知財活用支援事業
(権利化支援)
公募要領

令和 6 年 4 月



目次

1. 目的	1
2. 権利化支援について	1
3. 令和6年度の公募に向けて	1
4. 公募要領の主な変更点	2
5. 支援概要	3
(1) 支援の対象	3
(2) 日本国移行の取扱い	3
(3) 権利の帰属	3
(4) 支援期間	3
(5) 支援内容	4
6. 申請要件	6
(1) 申請機関	6
(2) 申請分野	6
(3) 申請上限数	6
(4) 申請方法	7
(5) 申請期限	7
(6) 申請書類	7
(7) 指定国移行における欧州単一効特許 (UP) について	9
(8) 申請受付期間	9
(9) SDGs (持続可能な開発目標) への貢献	9
(10) 申請に際する注意点	9
7. 知的財産審査委員会	11
(1) 審査委員会までの流れ	11
(2) 審議資料	11
(3) 審査委員会への参加	12
(4) 審議における観点	13
(5) 審議結果の通知	14
8. 支援中・支援終了時の手続き	15
(1) 支援契約の締結と支援費の請求	15
(2) ライセンス活動状況等報告	15
(3) 実施許諾又は権利譲渡した場合	15
(4) 支援継続の要否判断	15
(5) 支援の終了	15
9. 利用にあたっての注意事項	17
(1) 申請内容に関する JST 内部開示	17
(2) 米国 IDS への対応についての注意点	17
(3) 申請内容に関する秘密の厳守	17
(4) 公にすることが予定されている情報について	17
(5) 本支援の利用にあたっての注意点	17
(6) 特許出願非公開制度に関する注意点	18
(7) 本支援に関するお知らせ	19
10. お問合せ先	20
11. 関連資料	21

1. 目的

- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という）では、平成15年度から大学等の外国特許出願の支援を開始し、平成26年度には『重要知財集約活用制度』として、平成28年度には『知財活用支援事業』として大幅な見直しを行い、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化に向けた総合的な支援を行っています。
- ・ 知財活用支援事業のうち権利化支援（以下、「本支援」という）では、海外への技術移転を想定した特許に対して、実際の外国特許出願の手続きを通じて申請機関が出願及び海外展開のノウハウを蓄積することを目的としています。そして、大学等の研究成果に基づく特許をグローバルに出願して戦略的に活用し、得られた知財収入を大学等の知財体制の整備・充実等に充てることで、各大学を中心としたエコシステムを形成し、自律した知財マネジメントを構築することが期待されています。
- ・ また、国の定める「知的財産推進計画」のもと、本支援においても大学等発ベンチャー、中小企業が事業実施に必要とする外国における権利取得の促進を目的とし、特に大学等発ベンチャー等を通じて研究成果の事業化を図る特許への支援を進めます。

2. 権利化支援について

- ・ 本支援では
 - ・ 国公私立大学・承認TL0・大学共同利用機関・高等専門学校（以下、「大学等」という）が出願となる国内基礎出願に基づく外国特許出願について、大学等保有のまま外国特許出願に係る費用の一部を支援します。
 - ・ 申請案件には、1件ごとに特許の目利き（以下、「JST担当調査員」という）がつき、先行技術調査を踏まえた申請機関への発明ヒアリング、特許性・有用性に関する調査等を踏まえ、権利強化や活用のための助言等を行います。
 - ・ 外部有識者から構成される知的財産審査委員会では、実用化を担う企業の視点から技術移転や事業化へと繋がる可能性が高い「将来の事業化を見据えた質の高い特許」を出願するための支援を目的に、申請案件における特許性評価・技術評価に関する支援及び出願内容や出願要否等を含む権利化に関するアドバイス等を行います。

3. 令和6年度の公募に向けて

- ・ 本支援がより大学等において利用しやすい制度となるよう、令和5年度より追加した以下の支援対象を本年度も引き続き実施致します。支援対象の拡大により、大学等の外国出願の機会増大につなげ、大学等の研究成果を社会実装へとつなぐために必須となる特許の権利化を促進します。また、権利化だけでなく、特許活用に向けての支援充実を図ります。
 - ・ 大学等発ベンチャー、中小企業等を中心とした民間企業との共同出願を基礎出願とする外国特許出願基礎出願段階から既に民間企業と連携している案件の権利化を促進します。
 - ・ 新規性喪失の例外規定（特許法第30条及びPCT条約）を適用した出願に基づく外国特許出願移行国は限定されますが、活用が見込まれる基礎出願の外国における権利化を支援します。

- ・指定国移行段階からの新規申請
PCT出願段階で本支援に申請されなかった出願についても指定国移行段階から支援します。

4. 公募要領の主な変更点

項目	変更内容	令和6年度 4月の新規申請から適用
9. 利用にあたっての注意事項 (6) 特許出願非公開制度に関する注意点	保全審査・保全指定された場合の申請の取扱を記載	<ul style="list-style-type: none"> 特許出願非公開制度の施行に伴い、国内基礎出願が保全審査の対象となった申請については審議結果の通知を留保します。 国内基礎出願が保全指定された場合は取下申請を行ってください。
申請添付様式1 発明概要	記載内容の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> 7. 国際調査機関の否定的見解への対応 国際予備審査機関の見解欄を追加
申請添付様式2 技術移転体制等の概要	記載内容の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> 3. 貴機関における技術移転計画 貴機関における技術移転に向けた取り組みや体制整備状況のみの記載に変更
申請添付様式3 持分比率と費用負担割合	提出対象の追加	<ul style="list-style-type: none"> 国内基礎出願とPCT出願で出願人の持分比率が異なる場合においても提出するよう変更
申請添付様式4 大学等発ベンチャー起業の概要	記載内容の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> 従前の「4. 当該技術の事業化により実現される未来あるいは克服される社会的課題」の項目を削除

5. 支援概要

(1) 支援の対象

- 大学等で生まれた研究成果に関する国内基礎出願（以下、「基礎出願」という）に基づくPCT出願及び指定国移行（以下、「外国特許出願」という）のうち、大学等が出願人となって行う、以下1)、2)に該当するものとします。

※ 外国への技術移転を想定した外国特許出願のみ支援の対象となります。

1) PCT出願をこれから行うもの

- 大学等が行う基礎出願に基づく優先権主張を伴うPCT出願が支援の対象となります。
※ 米国の仮出願及び海外の大学との共同研究等に基づく第1国出願が日本国外での出願を基礎とする日本国特許庁へのPCT出願も支援の対象とします。
- PCT出願において全指定とするか日本国を指定国から除外するかについては、申請機関の判断によります。

2) PCT出願済で指定国移行をこれから行うもの

- 1) の支援を受けて出願した、大学等が行うPCT出願後の指定国移行が支援の対象となります。
※ PCT出願の支援を受けた場合にも、指定国移行支援の継続申請を行ってください。この場合、1)の申請年度の公募要領に定める申請要件が適用されます。
- 指定国移行支援の継続申請を行わない場合（申請をしたが否受理又は取り下げしたものも含む）には、PCT出願支援に関する支援費の請求完了後に支援契約の終了申請を行ってください。
- 1) に申請し支援の対象とならなかったもの、申請をしたが否受理又は取り下げたものの指定国移行支援の再申請、1) に申請せず大学等でPCT出願した後に指定国移行段階からの新規申請も支援の対象となります。
- 移行希望国は7カ国を上限として申請を行ってください。
- EPC締約国への特許出願の支援は原則EPO経由を対象とします。PCTを経由したドイツ、フランス等各国への直接出願を希望する際には、事前に「[10. お問合せ先](#)」までご連絡ください。

(2) 日本国移行の取扱い

- 日本国への移行費用は支援対象外となります。
※ 日本国への出願費用は支援対象外ですが、日本国内の基礎出願に基づくPCT出願の支援案件においては、日本国特許庁に係属した状態に戻す観点から、日本国への移行書面提出費用に限り支援対象とします。
- この場合の支援対象は、日本国への移行書面の提出（PCT19条補正・34条補正の写しの提出を含む）に係る公的費用及び付随する代理人費用（翻訳料は対象外）に限ります。

(3) 権利の帰属

- 特許を受ける権利及び特許権は出願人となる申請機関に帰属します。
※ 申請機関は、有用な権利の確保、その特許を受ける権利及び特許権の活用に努めてください。

(4) 支援期間

- PCT出願に関する支援契約の有効期間は、基礎出願日から3年が経過した年度の翌年度の6月末日、指定国移行支援に関する支援契約の有効期間は、基礎出願日から8年が経過した年度の翌年度の6月

- 末日とします。欧洲特許は権利化まで時間がかかることが多いため、早期権利化のための早期審査を推奨します。
- 基礎出願日から4年経過した年度（PCT出願から3年経過時）以降、毎年度、ライセンス活動等の進捗状況に応じて支援継続の見直しを行います。このため、上記の支援契約の有効期間内であっても、支援が終了される場合があることにご留意ください。

（5）支援内容

1) PCT出願費用・指定国移行手続き費用に関する支援

- 支援決定後に申請機関とJSTとの間で締結する「権利化支援に関する契約書（以下、「支援契約書」という）」に基づき、PCT出願と指定国移行手続きに係る費用のうち支援対象外費用を除いた額の8割を支援します（残る2割及び支援対象外費用については申請機関がご負担ください）。
- 持分比率と費用負担割合は同じにしてください。費用負担割合と持分比率が異なる場合は、いずれか小さい値を支援割合とします。
 - ※ 申請の際、国毎に持分比率と費用負担比率が異なる場合には、事前に「[1.0. お問合せ先](#)」までご連絡ください。
 - ※ 持分比率の整数表記が不可能な場合、小数点以下を切り捨てた値を支援割合とします（1/3の場合は33%等）。その際に発生しうる不足分については申請機関での負担をお願いします。実際の費用負担割合と、JSTの支払い額に差が生じた際に、過請求を避けるためにご協力をお願いします。
- 支援契約書については、巻末又は本支援のWebサイトをご参照ください。
Webサイト https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html#CONTENT_1_1
- 支援案件について、支援対象国において分割出願がなされた際には、分割後のいずれか1特許を支援の対象とします。
- 支援対象となる経費の概要は以下の通りです。詳細は、Webサイトの請求要項をご参照ください。
Webサイト https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_02seikyu.html#CONTENT_1_1

1. 特許出願・審査に係わる公的費用

- 出願手数料
- 出願審査請求手数料

※ 特許権が発生した後の維持費用は支援対象外

2. 特許出願・審査に係わる弁理士費用・翻訳料等

- 出願書類作成費用、翻訳料、現地代理人費用、審査対応費用等

※ 特許権が発生した後の維持費用の納付に伴う代理人費用は支援対象外

3. その他

- 翻訳については、1言語につき税抜き100万円を超える費用は請求できません。支援割合が100%ではない場合、税抜き100万円に支援割合を掛け合わせた額が上限となります。
- 他の公的機関からの支援や、国立大学法人等の費用免除・軽減措置などで特許出願等の経費の支援を既に受けている場合には、支援費用の請求が重複しないようご注意ください。
- 支援対象外費用の詳細については「権利化支援に関する契約約款」又は「請求要項」にてご確認ください。
- 米国仮出願及び海外の大学との共同研究等に基づく第1国出願が日本国外での出願を基礎とするPCT出願支援では、日本国への移行費用は支援対象外となります。
- PCT出願支援段階での翻訳費用は支援対象外となります。
- 指定国移行段階から新たに支援対象となるものについては、PCT出願費用・日本国への移

行費用は支援対象外となります。

2) JST 担当調査員による特許性評価・技術評価に関する支援

- 申請案件には、1件ごとにJST担当調査員がつき、先行技術調査を踏まえた申請機関への発明ヒアリング等、特許性・有用性に関する調査及び権利強化や活用のための助言等を行います。

3) 外部有識者から構成される知的財産審査委員会による権利化に関するアドバイス等

- 申請案件に対して、外部有識者から構成される知的財産審査委員会では、企業視点から技術移転や事業化へと繋がる可能性が高い「将来の事業化を見据えた質の高い特許」を出願するための支援を目的に、特許性評価・技術評価に関する支援及び出願内容や出願要否等を含む権利化に関するアドバイスを行います。その結果は、支援の可否とともに通知します。(後述の「[7. 知的財産審査委員会](#)」に関連事項を記載)。

6. 申請要件

(1) 申請機関

- 申請機関は、大学等（国公私立大学、承認TL0、大学共同利用機関、高等専門学校）に限ります。国立研究開発法人、公設試等の研究機関、民間企業、発明者等の個人が申請機関となることはできません。
 - ※ 国、地方公共団体、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、認可法人、公益財団法人、公益社団法人、医療法人、一般財団法人、一般社団法人（以下、「公共的機関」という）又は大学等発ベンチャーや中小企業等を中心とした民間企業との共同出願を基礎出願とする外国特許出願も、その大学等の負担分については支援の対象となります。
 - ※ 公共的機関又は民間企業との共同出願の場合、国内基礎出願、外国特許出願の両方について、大学等の持分比率（持分比率と費用負担割合が異なる場合は、いずれか小さい方）が50%以上であることとします。また、国内基礎出願の大学等の持分比率を支援割合の上限とします。
 - ※ 公共的機関及び民間企業は、共同出願人であっても、申請機関となることはできません。
- 共同申請の場合は、申請機関間で協議の上、代表する大学等の一機関（以下、「代表申請機関」という）からご申請ください。審議に関する各種通知は代表申請機関に送付します。
 - ※ 代表申請機関は、申請機関を代表し、発明ヒアリングへの対応、審議資料の作成、審査委員会での発表・質疑応答の実務、取りまとめの責任者となります。また、支援決定後の、権利の移転・譲渡に伴う各種手続きの取りまとめの責任者となりますので、事務局からの問い合わせの窓口としてご対応ください。
- 代表申請機関は、自機関を「代表申請機関」、他機関を「共同申請機関」としてご申請ください。共同申請機関についても、電子公募システムの登録が必要となります。出願人ではあっても共同申請機関としての申請がない機関については、支援対象となりませんのでご注意ください。詳しくは「[\(4\) 申請方法](#)」をご参照ください。
 - ※ 支援を希望しない機関は、共同申請機関となりません。申請時のJST電子公募システムへの入力も不要です。
- 申請に関するJSTからの問い合わせに直接対応される知財部門の方を申請担当者としてください。本支援の目的は、申請機関が出願及び海外展開のノウハウを蓄積することですので、発明ヒアリングや審議資料作成に係る連絡を含め、JSTからの連絡は原則として申請担当者へ行います。

(2) 申請分野

- 発明内容に最も近いと思われる専門分野を選択してご申請ください。（第1分野：バイオ・薬品・医療系分野、第2分野：電子部品・光デバイス系分野、第3分野：合成化学・化学物質系分野、第4分野：機械（医療機器を含む）・処理操作・光通信・ソフトウェア・ネットワーク系分野）
- 申請予定の案件について、専門分野が不明な場合は、事前に「[10. お問い合わせ先](#)」までお問い合わせください。
 - ※ より詳細な技術内容については、[関連資料「7. 各専門分野における技術内容の詳細」](#)をご参照ください。
 - ※ 申請された発明内容を加味し、申請時に選択された専門分野をJSTにて変更する場合があります。受理の際に審議する専門分野を申請機関へ通知します。

(3) 申請上限数

- 新規申請は、年間30件以内でご活用ください。ただし、以下については申請件数に含めません。
 - 1) 共同申請機関として申請したもの

- 2) 以前にPCT出願支援申請し、指定国移行支援申請に継続申請したもの
- 3) 申請後に否受理となったもの、審議前に申請を取下げたもの

(4) 申請方法

- 本支援への申請は、JST電子公募システム (<https://u-pas.jst.go.jp/app/mng/login/init>) より行ってください。ご利用方法・入力方法をまとめたマニュアルも、上記ページでダウンロードできます。
- 初めて本支援を利用する機関は、JST電子公募システム用のユーザID・パスワードを発行しますので、利用申込書に記載の上、kenri@jst.go.jpまで電子メールにてお送りください。申込みから発行までに3~4営業日かかりますので余裕をもってお申し込みください。なお、共同申請機関として支援を利用される場合も登録が必要です。あらかじめ共同申請機関のご申請者にご確認ください。
- JST電子公募システムの利用申込書は、以下のwebサイトをご参照ください。
Webページ：https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu06.html#CONTENT_1_8
- JST電子公募システムでは申請状況が確認できます。登録直後のステータスは「受理待ち」となり、JSTで内容を確認後に「受理」した上で、電子メールで「受理のご連絡」を送付します。申請を行ったにも関わらず「受理待ち」とならない場合には、申請番号あるいは出願番号及び代表発明者氏名を沿えて、kenri@jst.go.jpまでお問い合わせください。

(5) 申請期限

- PCT出願支援申請については、基礎出願に基づく優先日から6ヶ月後までに電子申請を行ってください（複数の優先権を伴う場合は、最先の日から6ヶ月以内）。将来の事業化を見据えた質の高い特許にするための準備時間の確保のため、基礎出願後、早めの申請を推奨します。
- 指定国移行支援申請（PCT出願支援中案件の継続申請を含む）については、優先日から24ヶ月後までに申請を行ってください。

※ 申請期限が日本の休日又は、JSTの休日であった場合には、翌営業日を申請期限とします。

(6) 申請書類

- 希望される支援（PCT出願支援申請、指定国移行支援）の申請によって必要となる書類が異なります。提出が必要な書類の詳細は、[関連資料「令和6年度申請書類一覧」](#)をご覧ください。
- 申請様式は、以下のWebサイトをご参照ください。

Webページ：https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu06.html

1) 米国仮出願等の外国特許出願を基礎とした出願支援申請を行う場合

- 米国仮出願及び特許条約（PLT）に対応した特許法改正（平成28年4月1日施行）に伴う以下の出願を基礎とした外国特許出願の支援を希望する場合、又はこれら以外に、基礎出願を外国語で行った場合には、権利化を図ろうとする発明を考慮した特許請求の範囲及びその日本語訳、明細書及び図面を申請時にご提出ください。
 - 特許法第38条の2関係に基づく特許請求の範囲を付けずに行った特許出願
 - 特許法第38条の3関係に基づく先の出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願
- 明細書の日本語訳（特許庁へ提出予定のもの）は審議資料の提出期限（後述の「[7. 知的財産審査委員会](#)」に提出期限について記載）までにご提出ください。

2) 「国際調査報告及び国際調査機関の見解書」について

- 指定国移行の支援に申請する場合、国際調査報告及び国際調査機関の見解書をご提出ください。（国際予備審査請求を行った場合は国際予備審査報告書もご提出ください。）申請時点で書面が届いていない場合は、JST電子公募システムの「JSTへの連絡事項」欄にその旨を記載の上、先に電子

- 申請を行い、提出期限（申請期限の2ヶ月後）までにご提出ください。期限までの提出ができない場合には、申請の取下申請を行ってください。ご申請いただけない場合は否受理とします。
- 国際調査機関の見解書（国際予備審査請求を行った場合は国際予備審査報告の見解書）において、実用化の際に必要となる主要な請求項の新規性、進歩性、産業利用可能性のいずれか（以下、「特許性」という）に否定的見解が残る場合の権利範囲等の補正については、代表・共同申請機関の判断にて適切に行ってください。補正を伴う国際予備審査請求を行う際には、国際予備審査請求書の第IV欄（国際予備審査に対する基本事項）にて、国際予備審査の開始の延期は希望しないでください。ただし、提出期限（申請期限の2ヶ月後）の時点で、全ての請求項の特許性に否定的見解が残る場合に、支援する根拠が不足しているという考え方により審議対象外とします。期限までの提出ができない場合には、申請の取下申請を行ってください。ご申請いただけない場合は否受理とします。なお、一部の請求項で特許性が認められる場合は、認められた請求項を対象に審議します。
 - 提出期限が日本の休日又はJSTの休日であった場合には、翌営業日を提出期限とします。
 - なお、早期審査により日本国内で特許査定されている場合、その査定の書類をもって、国際予備審査報告書に代えることができることとします。

3) 「技術移転が進められている傍証となる文書」について

- 指定国移行段階では、その研究成果の実用化がまさに進展途上にある等の、本支援が真に効果をあげることが期待される申請案件を支援します。
- したがって、指定国移行支援申請では、技術移転活動がなされている傍証として、PCT出願期限以降も有効であり、その発明が活用されることを示す実施許諾契約や共同研究契約、大学等発ベンチャ一起業の概要（申請添付様式4）等の文書を申請時にご提出ください。
- 具体的には、以下の文書を想定しています。いずれも申請案件と該当文書の関係（記載される出願番号・特許番号等や当該特許を利用する研究・技術の内容、契約期間、相手先が民間企業等であるか否か等）を確認できる文書である必要があります。文書中にこれらの情報が明記されていない場合、申請機関は、基礎出願と該当文書との関係を判読できるよう、具体的な補足説明をご追記ください。

【傍証として認められるもの】

- 当該発明に関する民間企業等との実施許諾契約書類（※）
- 当該発明に関する民間企業等との共同研究契約書類（※）
- 当該発明に関する民間企業等との試料提供契約書類（Material Transfer Agreement）（※）
- 当該発明に関する民間企業等とのオプション契約書類（※）
- ※ 以上の4点については、申請時には交渉進捗中の契約書案等の文書で構いませんが、審査委員会参加登録締切日（委員会日の約5～6週間前）までに、当事者間合意の契約案をご提出ください。期日までに提出がない場合には、審議対象外となります。申請の取下申請を行ってください。ご申請いただけない場合は否受理とします。
- 特定の企業との連携以外で技術移転を目指す場合、実用化に向けた活動の進展等が合理的に説明され得る書類
(例) 医師主導治験の計画書、技術研究組合設立認可申請書のうち試験研究の実施計画書
- 申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合、大学等発ベンチャ一起業の概要（申請添付様式4※）
- ※ ベンチャー設立前に限り、申請添付様式4を傍証として認めます。設立以降はベンチャー企業との実施許諾契約等の書類の提出が必要となります。
- 当該発明に関する民間企業等との秘密保持契約書（Non-Disclosure Agreement）
- ※ 申請時点で締結済の契約書をご提出ください。
- その他、当該発明に関して何らかの収入が発生していることを証する書類

【傍証として認められないもの】

1. 技術移転機関への技術移転活動の業務委託契約書類等
2. そのほか、JSTが申請案件の技術移転の傍証とは認めない書類

(7) 指定国移行における欧州単一効特許（UP）について

- 2023年6月に発行された欧州統一特許裁判所協定（Unified Patent Court Agreement: UPC）に基づく欧州単一効特許（Unitary Patent: UP）への移行を希望する場合は申請添付様式1：発明概要の移行希望国の欄にUPと記載し、右隣に事業展開を計画するUPCA批准国について4ヵ国以上を内訳としてご記載ください。なお、審議の結果UPについては不支援となった場合でも、申請機関が希望したUPCA批准国数力国への移行を支援する場合があります。
- PCT出願支援中案件の継続申請（JST整理番号がS2022-以前）についてもUPへの移行希望が可能です。

(8) 申請受付期間

- 令和6年度中 随時

(9) SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

- 申請に際し、提案する発明について、『SDGs（持続可能な開発目標） 持続可能な開発のための2030アジェンダ』で掲げられた世界的な17の目標への貢献について検討し、申請添付様式1：発明概要にて該当するものをご選択ください（最大3つまで選択可）。

JSTにおけるSDGsへの取り組み <https://www.jst.go.jp/sdgs/index.html>

(10) 申請に際する注意点

- PCT出願の支援が決定した案件についても、指定国移行支援を受けるためには改めて指定国移行支援に関する審査の継続申請を行い、審査委員会にて支援の決定を受ける必要があります。
- JST整理番号がS2023-以前であるPCT出願支援中案件の指定国移行への継続申請については、PCT出願支援申請の年度の公募要領に定める申請要件が適用されます。過去の公募要領は、以下のwebサイトをご参照ください。

Webページ(令和5年度) : https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu05.html

Webページ(令和4年度) : https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu04.html

- 申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合、有力な技術移転先は将来設立されるベンチャー企業になるため、「技術移転が進められている傍証となる文書」としては大学等発ベンチャ一起業の概要（申請添付様式4）をご提出ください。ただし、その場合でも審査委員会にてベンチャー設立の蓋然性等を明確に示す必要があります。
- 指定国移行支援申請（継続申請）の際の案件名は、PCT支援申請時と同じものにしてください。
- 申請受理後、審査委員会までに申請を取下げる場合には、電子公募システムから、取下げをご申請ください。（詳細は電子公募システムの入力マニュアルをご確認ください）
- PCT出願支援中の案件において、PCT出願段階で権利化断念や譲渡等の理由により、指定国移行支援申請を行わない場合は、必ずPCT出願支援に関する支援終了申請を行ってください。
※ 指定国移行支援申請（継続申請）を行ったが、否受理になった場合、申請の取下げ申請を行った場合にも、支援終了申請書は必要となります。
- 国費による支援の重複を回避する観点から、本支援以外の国費又は国費を財源とする資金（以下、「国費等」という）により外国特許出願費用の支援を受けている又は受けたこととなった場合は、本支援の対象外とすることがあります。なお、本支援への申請段階において、他の国費等による支

援制度への申請を制限するものではありませんが、他の国費等による支援制度に採択された場合は速やかに「[10. お問合せ先](#)」にご報告ください。この報告に漏れがあった場合、本支援において、支援の決定の取消し等を行う可能性があります。

7. 知的財産審査委員会

本支援では、申請された案件の支援可否について、申請書記載の「発明の属する分野」ごとに設置された有識者委員会からなる審査委員会で審議します。申請機関の申請担当者は、JST 担当調査員のサポートの下、審議資料の作成及び審査委員会での発表及び質疑応答を行います。

審査委員会への参加を通じて審査委員会からのコメント等を直接受け取り、権利化やライセンス活動等の今後の知財マネジメントに役立てていただくことが本支援の狙いです。

- ※ 早期の審議を希望する場合には、電子公募システムの特記事項欄にその旨をご記載ください。
- ※ 代表申請機関又は共同申請機関の申請担当者及び発明者は、発明ヒアリングや審査委員会において、日本語でご対応ください。
- ※ 審査委員会は産業界の有識者及び弁理士の委員で構成されます（委員会あたり5～7名）。

(1) 審査委員会までの流れ

1. 申請内容、書類の確認後、審査委員会事務局より受理通知を送付します。
2. 申請案件を担当するJST担当調査員より、今後のスケジュールについて電子メールにてご連絡します。
3. JST担当調査員から、先行文献調査を踏まえた発明ヒアリングを行います。必要に応じて特許性・有用性に関する調査結果及び権利化や活用のための助言等も行います。
4. 審査委員会日はJSTで決定の上、通知しますので、申請機関はその約5～6週間前までに審査委員会への参加登録を行ってください。
5. 申請機関は審査委員会の審議資料を作成し、JST担当調査員へご提出ください。JST担当調査員は、申請内容に基づく先行技術調査及び申請機関への発明ヒアリングの結果から、発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階をサポートします。
※ 審議資料の提出期限については、JST担当調査員と個別にご調整ください。
6. 知的財産審査委員会により、提出された審議資料の査読が行われます。
7. JST担当調査員より、審査委員会日の1週間前を目安に査読コメントをお知らせします。申請機関は必要に応じてご対応ください。
8. PCT出願支援段階、指定国移行支援段階とともに、審査委員会にて審議を行います。申請機関が作成した審議資料について、審査委員会にてご説明ください。
9. 審議結果については、概ね1ヶ月後を目途に文書にて通知します。

(2) 審議資料

- 審議資料は、発明の概要、特徴、特許性（請求項・出願明細の概要、先行技術との比較等）、有用性（技術移転の状況、市場規模、先行技術に対する比較優位性、技術・製品輸出の可能性等）、その他の追加情報を含めてください。
- 審議資料は、PowerPoint形式で、20～30ページを目安にご作成ください。JST担当調査員が、資料の構成や発明のポイントの絞り込み等についてサポートします。
※ 審議資料の作成にあたりJST担当者が独自に入手し提供したデータについては、著作物保護の観点により本審査以外の目的に使用することはできません（二次利用はお控えください）

1) 追加資料

- 審査委員会による審議資料の査読終了後、JST担当調査員より査読コメントをお知らせしますので、申請機関は必要に応じてご対応ください。質問への回答やデータ追加等を行う場合は、PowerPoint形式で4～8ページ以内（A4サイズ2～4ページ以内）にまとめ、審査委員会日の2営業日

前の正午までにJST担当調査員へお送りください。

(3) 審査委員会への参加

1) 概要

審査委員会はPCT出願又は指定国移行期限の2ヶ月前を目処に設定されます。申請から2ヶ月後を目処に委員会日が決定され、電子公募システム上に通知されます。JST担当調査員からも通知します。

※ 早期の審議を希望する場合は、申請時に電子公募システムの特記事項欄にその旨をご記載ください。

- 審査委員会への参加についての詳細・最新情報は以下のWebサイトをご参照ください。

Webサイト https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_06sanka.html

2) 参加登録

- JST担当調査員から審査委員会開催日が通知されましたら、開催日の約5~6週間前までに電子公募システムから、ご登録ください。（詳細は電子公募システムの入力マニュアルをご確認ください）
- あらかじめ都合がつかない時間を記入いただきますが、調整の結果、必ずしもご要望に沿うことができない場合があることご承知おきください。

3) 参加者

審査委員会への参加を通じて、権利化やライセンス活動に参考となる審査委員会からのコメント等を直接受け取り、今後の知財マネジメントに役立てていただくことが本支援の狙いです。審査委員会では、発明の本質理解と、より有効な権利範囲の模索のために、発明の技術的背景や、原理等についても質問が及ぶ可能性があります。それらにより、審査委員より具体的な請求項の見直し案などが提示されることもあります。これらの事実が公知の扱いとならないよう、参加者については申請機関との間で守秘義務が約されていることが前提となります。特に、出願人ではない機関からの参加者との秘密保持に関する取り決めには十分ご注意ください。

よって、参加者は以下に定める者とします。

1. 申請機関からの参加者

- 申請担当者、知財担当者、技術移転担当者、発明者

2. その他からの参加者

- 本願の技術移転活動を担っている者
- 本願の共同出願人である大学等に所属する知財担当者、技術移転担当者、発明者
- 大学等及び公共的機関に所属する当該発明の発明者

※ 本願の共同出願人である公共的機関又は民間企業、技術移転先企業、弁理士事務所等、申請機関外の方は、参加できません。

※ 非居住者の方、又は居住者で外国の影響下にある方が参加される場合は、発明の内容がリスト規制やキャッチオール規制に該当しないことを申請機関において確認し、安全保障貿易管理にご対応ください。（後述の「[9. 利用にあたっての注意事項](#)」に関連事項を記載）

4) 審査委員会での説明

- 審査委員会の委員は、審議資料を事前に査読した上で審査に臨みますので、論点を押さえた簡潔な説明をお願いします。
- 申請機関より要望があった場合には、JST担当調査員が主に説明を担当し質疑応答は申請機関が行う、などの役割分担による参加も可能です。

5) Web 会議システムの利用

- 審査委員会は JST が指定する Web 会議システム（無償）を使用して行います。
- 申請機関以外の拠点からの参加も可能ですが、自宅や外出先からの接続は情報漏洩のリスクがあります。セキュリティが高い通信回線を使用し、個室や会議室等の独立した場所から接続する等、申請機関において適切な対策を講じてください。申請機関以外から接続する場合は、事前に JST までご連絡ください。
- 初めて接続を行う等の場合は事前接続テストを行います。2 回目以降の場合は、審査委員会当日の午前中に簡易な接続テストを行います。なお、Web 会議システムの普及に伴い、参加回数が十分と認められる申請機関については当日午前中の接続テストを任意とします。

(4) 審議における観点

- 特許性、有用性等を勘案し、
 - 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明
 - 将来我が国の新規産業基盤を形成する可能性のある発明
 - 大学等自身による戦略的な知的財産の保護・活用により大学知財基盤強化に資する発明かかる基礎出願を対象に、以下のような観点で審査を行います。

1) PCT 出願支援

- 審査の対象は、研究の内容そのものではなく、申請機関による国内出願に基づく、海外出願の内容及びその活用計画・見通しとなります。申請する特許について、特許性はもとより、どのように実用化したいと考えて、活動しているかを審査の観点とします。具体的には、以下のとおりです。
 - 特許性（新規性・進歩性）に重大な懸念がないか
先行技術に照らし特許性を確保できるか、懸念がある場合に補正の見通しが立つかどうかを判断します。
 - 特許を活用する際に必要十分な権利範囲、排他性が確保できるか
必要な実施例は記載されているか、不足している場合に補正の見通しが立つかどうかを判断します。
 - 実用化に向けた今後の見通しが示され、実現の可能性があるか
技術移転先企業の候補を絞り込みコンタクトしているか又はコンタクトをする計画があるか、競合技術に対する優位性を示すデータが取得されているか又は取得する計画があるか、効果、性能、安全性等について検証がなされているか又は検証する計画があるかを判断します。

2) 指定国移行支援

- 審査の対象は、PCT出願の内容及び技術移転の進捗状況、各国への移行計画となります。PCT出願支援時の条件や懸念が解消され、実用化に向けて進捗しているかを審査の観点とします。具体的には、以下のとおりです。
 - 特許性（新規性・進歩性）が確保されているか
PCT出願支援時の条件を満たしているか、懸念が解消されているか、必要な権利範囲、排他性が確保されているかを判断します。
 - 実用化に向けて進捗しているか
PCT出願支援時の条件を満たしているか、技術移転に向けて企業と具体的な連携を進めているか、競合技術に対して優位性を確保しているか、効果・性能・安全性等について検証がなされているかを判断します。
 - 出願希望国における市場性や技術・製品輸出の可能性はあるか
出願希望国にて活用の可能性があるかを判断します。

(5) 審議結果の通知

- 正式な審議結果は、審査委員会の概ね1ヶ月後を目途に「審議結果通知書」にて通知します。
- PCT出願支援時の「条件」については、指定国移行支援申請の審議までに満たす必要があります。

8. 支援中・支援終了時の手続き

(1) 支援契約の締結と支援費の請求

- 「権利化支援に関する契約書」は、JSTと代表申請機関、各共同申請機関とがそれぞれ個別に締結します。
- 審査委員会の審議時点でJSTへ報告されている内容に基づいて契約を行います。出願人、負担割合、希望国等の情報等に変更がある場合には、審査委員会前までにkenri@jst.go.jpまでご連絡ください。
- 契約締結後は、JSTと各機関の契約書に基づき、それぞれ独自にご請求ください。支援費の請求は精算払いとします。精算請求書に証拠書類を添付して、機関名でJST宛にご請求ください。
- 請求についての詳細は、以下のWebサイト「精算請求手続きについて」にてご確認ください。

Webサイト https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_02seikyu.html

(2) ライセンス活動状況等報告

- 支援中の外国特許出願の技術移転状況及び支援の効果を把握するため、「権利化支援に関する契約款」第5条の規定に基づき、ライセンス活動状況等を調査します。
- 調査は、JST法人評価（本事業の評価）のため、また翌年度以降の予算要求や事業見直しの基礎資料及び支援継続の見直しにおける判断資料として使用します。
- 本支援の効果及び今後の改善の参考とするため、年1回、権利化進展状況の調査及び支援に関するアンケート調査を実施します。
- 昨年度の調査結果については、以下のWebサイトで公開しています。

Webサイト <https://www.jst.go.jp/chizai/seika1.html>

※ 特に大きな成果については、事業成果としてJSTのWebページ等での公開、またその詳細についてのヒアリングを依頼する場合があります。ご協力をお願いします。

(3) 実施許諾又は権利譲渡した場合

1) 実施許諾した場合

- 支援対象となった特許を受ける権利又は特許権に基づいて申請機関が実施料収入を得た場合はJSTへご報告ください。詳しくは「(2) ライセンス活動状況等報告」をご参照ください。

2) 第三者へ権利譲渡した場合

- 特許を受ける権利又は特許権を第三者へ譲渡した場合は、権利譲渡に関する手続きの完了後、速やかにJSTにご報告ください。

(4) 支援継続の要否判断

- 支援中の外国特許出願について、基礎出願日から4年が経過した年度（PCT出願から3年経過時）以降に、継続的に支援継続の要否の見直しを行います。
- JSTによる継続要否の判定にあたっては、技術移転活動の状況等を評価するため、上記(2)ライセンス活動状況等報告における「技術移転状況」を用います。

(5) 支援の終了

- 支援期間中であっても原則として、以下の場合には支援を終了します。

1. 支援対象国における特許を受ける権利又は特許権が申請機関から第三者へ譲渡されたとき。
 2. 支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされたとき、又は本特許権について無効が確定したとき
 3. 機構が支援対象国における本出願についての本指定国移行手続きに関して支援すべきでないと判断したとき。
 4. PCT出願の支援について本指定国移行手続きをせずに指定国移行期限が到来したとき。
 5. 申請機関から終了申請がなされたとき。
 6. 上記（4）により、基礎出願日から4年が経過した年度（PCT出願から3年経過時）以降にJSTが支援継続の必要性について支援対象国毎に検討し、支援の必要性が低いと判断したとき。
 7. その他、契約違反が生じた場合等 JST が必要と判断したとき。
- 支援終了の申請に必要な様式等は、以下の Web ページよりダウンロードしてください。

Web ページ https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html#CONTENT_1_8

9. 利用にあたっての注意事項

(1) 申請内容に関するJST内部開示

- 申請内容は、本支援における審査に限り使用します。
- ただし、申請機関のご希望により、JSTのファンディング事業の担当部署に申請内容を開示することができます。なお、JSTが実施している他事業への申込は別途必要である点、ご留意願います。
希望する場合には、申請添付様式1（発明概要）の「5. JST他事業の利用希望」の「JSTが実施する他の大学支援事業等への情報提供」にて「希望する」をご選択ください。
- また、知財活用支援事業の一つである「知財集約制度（知財譲受）」への申請情報の提供を希望する場合には、申請添付様式1（発明概要）の「5. JST他事業の利用希望」の「「知財集約制度（知財譲受）」への申請情報の提供を希望する」にて「希望する」をご選択ください。

(2) 米国IDSへの対応についての注意点

JSTが提供する先行技術文献名等の情報は、米国IDSの情報開示等の対象となることがありますのでご留意ください。情報開示義務を果たさなかったこと等により申請機関に不利益が生じたとしてもJSTは責任を負いかねますので、ご承知おきください。

(3) 申請内容に関する秘密の厳守

- 申請書又はヒアリング時に提供された資料は返却しません。
- 申請書記載内容、JST担当調査員と交わした発明に係る内容、調査結果、審査委員会で使用した発表資料等は、申請機関の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000059>)その他の観点から、本支援における審査以外の目的に使用しません。申請内容に関する秘密は厳守します。
- 審査委員会で開示された情報も秘密の保護がなされます。JST職員は国立研究開発法人科学技術振興機構法(<https://www.jst.go.jp/all/about/law.html>)第18条により又審査委員会の委員は委嘱契約書により、その職務に関して知ることのできた秘密について守秘義務が課せられております。本守秘義務については、その職を退いた後も引き続き課せられます。

(4) 公にすることが予定されている情報について

支援が決定した申請に関する情報（制度名、JST整理番号、申請機関名、発明者氏名、案件名、支援金額及び期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

(5) 本支援の利用にあたっての注意点

安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸

出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

- 経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省

- 1) 安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 - 2) 経済産業省：みなし輸出管理 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
 - 3) 「安全保障管理ハンドブック」「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)」等 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law08.html>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>

(6) 特許出願非公開制度に関する注意点

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)(以下、「経済安全保障推進法」という)の施行後は、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が

記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続が留保されるとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止されることとなります。

内閣府 特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

- 保全指定されている期間は当該発明を記載した外国出願をすることはできません。
- 国内基礎出願日から3ヶ月以内に経済安全保障推進法第66条第3項の通知が発せられ、保全審査の対象となった場合は、申請添付様式1：発明概要の「経済安全保障推進法第66条第3項の通知有無」の欄に記入し、申告してください。申請後に通知を受けた場合もJSTにご連絡ください。
- 国内基礎出願が保全審査の対象となった申請については、基礎出願日から10ヶ月を経過し、保全指定されなかったことが明らかになるまで、審議結果の通知を留保します。保全指定の通知を受けた場合は速やかにJSTにご連絡の上、取下申請を行ってください。

(7) 本支援に関するお知らせ

申請方法、運用上のお知らせ等は隨時、以下のWebサイトに掲載しますのでご参照ください。

知財活用支援事業（権利化支援）：https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html
公募開始や請求要項等、支援全体に係る連絡を一斉配信メールで行う場合があります。一斉配信メールの受信先を変更あるいは追加したい場合には、「[10. お問い合わせ先](#)」までお知らせください。

10. お問合せ先

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ
電話：03(5214)8413
FAX：03(5214)8476
E-mail：kenri@jst.go.jp
HP：https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

1.1. 関連資料

1. [申請添付様式 1 発明概要](#)
2. [申請添付様式 2 技術移転体制等の概要](#)
3. [申請添付様式 3 持分比率と費用負担割合](#)
4. [申請添付様式 4 大学等発ベンチャ一起業の概要](#)
5. [権利化支援に関する契約書](#)
6. [令和6年度申請書類一覧](#)
7. [各専門分野における技術内容の詳細](#)

1. 申請添付様式 1 発明概要（青字は記入にあたっての注意事項）

発明概要（申請の際は必ず記入し添付してください）

※本様式は、申請担当者の方が作成することを想定しています。記載内容について問い合わせをする場合があります。

申請の種類

申請の種類	(選択してください)
-------	------------

申請案件の基礎出願番号（指定国移行申請の場合はPCT出願番号）を記載してください

基礎出願番号	
新規性喪失の例外規定の適用	(選択してください)
経済安全保障推進法第66条第3項の通知有無	(選択してください)

※基礎出願が複数ある場合は、最初の基礎出願番号のみ記載してください。

要記入項目は申請の種類毎に異なりますので注意してください。

1. 発明の内容

要記入：PCT申請 繼続申請 再/新規申請

発明の概略	
-------	--

[SDGs（持続可能な開発目標）への貢献]『SDGs持続可能な開発のための2030アジェンダ』で掲げられた世界的な17の目標への貢献について 最大3つを選択してください

要記入：PCT申請 繼続申請 再/新規申請

SDGsへの貢献（※）	(選択してください)
	(選択してください)
	(選択してください)

※目標の詳細、SDGsへの貢献に関するJSTの考え方については、以下のWebサイトを参照してください。

※JST持続可能な開発目標（SDGs）への科学技術イノベーションの貢献：

<https://www.jst.go.jp/sdgs/index.html>

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術]

要記入：PCT申請 再/新規申請

特許出願（出願日）、論文等（発表日）	本発明との差異、本発明の優位性
新規申請（PCT新規、移行再/新規申請）の場合は必ず記入してください。申請機関による申請前調査が行われていない場合、受理できないことがあります。出願日前の発表がない場合には、出願後でも構いませんので、発明者自身の最も関連の深い論文等を記入してください。未公開の特許文献、非特許文献は全文の写しを添付してください。	

[他者の公知技術・従来技術 調査結果]

要記入：PCT申請 再/新規申請

特許出願（出願日）、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載してください)	本発明との差異、本発明の優位性
検索したデータベース名、検索期間、キーワードを記入してください。	
非特許文献は全文の写しを添付してください。入手困難な場合は該当箇所の写しを添付してください。	

[特許相談の利用有無]

要記入：PCT申請 繼続申請 再/新規申請

申請前の特許相談の利用の有無	(選択してください)	JST担当調査員名及び、JST管理番号（JST202x-xxx）	JST20xx-xxxx
----------------	------------	----------------------------------	--------------

※申請前に、JST担当調査員による特許相談を利用した場合に記入してください。

本案件に関連して特許相談を利用された場合は、本欄を記入してください。

3. 出願希望国と実用化計画

[応用が期待される用途] 有望なものから最大4分野を記載してください 要記入 : PCT申請 継続申請 再/新規申請

主な具体的用途	開発の進捗	技術の完成度
	(選択してください)	

※開発の進捗については、特定企業とのライセンス交渉が進展し、具体的な製品開発が進んでいる場合は「展開中」、現段階では実施企業の候補がない場合には「想定段階」を選択してください。

[移行希望国と外国出願の必要性] 要記入 : PCT申請 継続申請 再/新規申請

※PCT申請：国名にはPCTと記載してください。

※指定国移行申請：支援を希望する国名を、7ヶ国を上限に記載してください。(欧州特許(EP)の記載は不要です。) 欧州は具体的な国名を1行に1か国でご記載ください。) EPCを経由せずに、PCTから欧州各国への直接移行を希望する際には、事前に公募要領記載の「10.お問い合わせ先」までご連絡ください。

※欧州単一効特許を希望する場合の国名欄には、「UP(独・仏・伊・蘭)」のように事業展開を計画するUPCA批准国について4カ国以上を内訳として記載してください。なお、審議の結果UPへの支援を見送る場合でも、申請機関が希望したUPCA批准国数ヶ国への移行を支援する場合があります。

希望順	国名	活動状況	契約企業又はライセンスの想定企業
1		(選択してください)	
2		(選択してください)	
3		(選択してください)	
4		(選択してください)	
5		(選択してください)	
6			
7			

①有用性
UPを希望する場合は「UP(独・仏・伊・蘭)」のように、UPCA批准国をカッコ書きで記載してください。電子公募システムではUPのみを選択してください。

-従来技術・競合技術に対する、「応用が期待される用途」についての本技術の優位性

②外国での出願・活用戦略及び技術移転計画

-先願・後願を含めた出願戦略

-ライセンス計画・予定時期、事業展開計画・予定時期、事業の市場規模等

図面等を使用した説明資料がある場合は、追加資料の有無にて「あり」を選択し、追加資料のファイル名をご記入の上、申請時にあわせて資料を提出してください。

追加資料がある場合には、自由形式で追加資料を別途添付してください

追加資料の有無	(選択してください)	追加資料ファイル名	
---------	------------	-----------	--

4. 国内出願後(又はPCT出願後)の研究・開発進展状況

要記入 : PCT申請 繼続申請 再/新規申請

出願後の研究・開発の継続	(選択してください)
出願後の成果	(選択してください)
新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等 (PCT出願前の申請では、国内優先権主張出願の予定の有無とその出願時期も記入してください)	
出願後の成果に基づくPCT出願／指定国移行手続き前の修正の有無	(選択してください)

※国内出願又はPCT出願を行ってから申請までの研究・開発成果の有無について記入してください。
※新たに得られたデータ等に基づき、PCT出願前／指定国移行手続き前に修正を行う予定がある場合には、「追加・修正あり」を選択して下さい。

※国内出願又はPCT出願を行ってから申請までの研究・開発成果の有無について記入してください。
※また、出願後の成果に基づくPCT出願／指定国移行手続き前の修正の予定がある場合、「追加・修正あり」を選択し、「新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等」欄で、その内容がわかるように記載してください。

5. JST他事業の利用希望

要記入 : PCT申請 繼続申請 再/新規申請

JSTが実施する他の大学支援事業等への情報提供	(選択してください)
「知財集約制度（知財譲受）」への申請情報の提供を希望する	(選択してください)

※「希望する」を選択された場合、今後、他の支援事業担当者より本件に関するご案内をさせて頂く場合があります。

※本項目の選択により他事業への応募・申請等を省略できるものではありませんので、注意してください。

※「知財集約制度（知財譲受）」の概要はこちら <https://www.jst.go.jp/chizai/shuuyaku.html>（知財譲受の項目を確認してください。）

6. その他

研究段階でJSTによる助成金を利用している／利用を計画している場合には、代表的な制度1つについて記載してください。

PCT申請 繼続申請 再/新規申請

他のJST公募事業・助成金利用の有無	(選択してください)	JST事業名	
		応募年度（西暦）	年
		採択状況	(選択してください)
		グラント番号 (JST体系的課題番号)	JPMJ*****
日本医療研究開発機構（AMED） 公募事業・助成金利用の有無	(選択してください)	事業名	
		採択年度（西暦）	年
		謝辞用課題番号	JP*****

※「他のJST公募事業・助成金利用の有無」は、研究開発・技術移転活動におけるJST事業の活用状況を記入してください。申請中又は採択されたものを記載してください。不採択となった申請については記載する必要はありません。

※「日本医療研究開発機構（AMED）公募事業・助成金利用の有無」は、本支援における知的財産審査委員会委員との利害関係の判断の為に使用します。申請に関連した課題が採択されている場合のみ左欄で「利用している」を選択し、採択されている事業名、採択年度、AMED「謝辞用課題番号」を記入してください。

※「グラント番号・謝辞用課題番号が未記載または記載に誤りが無いかご確認ください。」

7. 國際調査機関の否定的見解への対応

要記入 : 繼続申請 再/新規申請

国際調査機関の見解	(選択してください)
否定的見解への対応（国際予備審査請求）	(選択してください)
否定的見解への対応方針	
国際調査報告書 第VII欄「国際出願に対する意見」への対応 (審査官の意見が付されている場合、対応について必ず記載してください)	
国際予備審査機関の見解 (国際予備審査請求をした場合のみ記入してください)	(選択してください)
JSTによる調査・審査の進め方	(選択してください)

※否定的見解への対応についての詳細は、公募要領を参照してください。

8. PCT 出願支援審査時の条件・要望とその対応 基礎出願からの主な追加・修正要記入： 繼続申請 再/新規申請

①PCT 出願支援審査時の条件・要望事項への対応

条件・要望事項	その対応
	移行段階の申請において、PCT 出願時に基礎出願の内容に追加・修正等を行った場合には主な追加・修正事項について記入してください。

②それ以外の基礎出願からの主な追加・修正事項

主な追加・修正事項 (請求項単位ではなく、関連する事項はまとめて記載して構いません)	JST コメントに基づく変更はチェック
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

該当箇所が多い場合、又は複雑な場合などは、適宜、対比表等を追加資料として提出してください。

追加資料の有無	(選択してください)	追加資料ファイル名
---------	------------	-----------

※PCT 出願審査時の「条件」を満していない場合、原則、継続移行審査は「支援しない」となりますので、継続申請の場合には必ず PCT

出願審査時の「審議結果報告」を確認してください。新規申請の場合は①の欄の記載は不要です。

※指定国移行支援申請において、PCT 出願時に基礎出願の内容に追加・修正等を行った場合には、主な追加・修正事項について記入してください。

2. 申請添付様式 2 技術移転体制等の概要 (青字は記入例)

技術移転体制等の概要

- 申請の際は必ず記入してください
- 全体で A4、2 ページ程度を目安に記載してください
- 本様式は、既存企業への技術移転を目指す場合にのみご提出ください。
- 起業する大学等発ベンチャーへの技術移転を目指す場合には、本様式に代わり申請添付様式 4 をご提出ください。その場合、本様式の提出は不要です。

年 月 日現在

1. 知財管理に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	本申請における立場
○○ ○○	○○大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	知的財産に係る責任者
○○ ○○	同上	コーディネータ	申請（事務）担当者
○○ ○○			特許経費に係る担当者

2. 技術移転に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	本申請における立場
○○ ○○	○○大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	技術移転に係る責任者
○○ ○○		コーディネータ	技術移転に係る担当者

(※) 技術移転について TL0 等の外部機関と連携している場合は連携先機関の記載をお願いします。

3. 貴機関における技術移転に向けた取り組みや体制整備状況 (様式自由)

4. 貴機関における発明創出から技術移転までのフロー概要図 (様式自由)

※上記 1～2 の関係者の位置づけを入れて記載してください。

※貴機関の HP やパンフ等の組織図など使って図示頂いても結構です。

以上

3. 申請添付様式3 持分と費用負担割合 (青字は記入例)

持分比率と費用負担割合

国内基礎出願とPCT出願で出願人の持分比率又は費用負担割合が異なる場合、出願人の持分比率と費用負担割合とが異なる場合、国ごとに持分比率又は費用負担割合が異なる場合は、以下に記入してください

希望国	出願人						
	○○大学	△△大学	□□(大学等以外)				
(PCT出願支援の場合)							
PCT出願	50	30	20				
(指定国移行支援の場合)							
米国	50	30	20				
EP	100	0	0				
EP(ドイツ)	100	0	0				
EP(フランス)	100	0	0				
EP(イギリス)	100	0	0				
中国	50 (25)	30 (15)	20 (60)				

※ 括弧外は持分。(括弧内)は費用負担割合で、持分と同じ場合は省略可です。

※ この例では、中国については支援対象外機関の費用負担割合が60%となり、大学等の費用負担割合の合計が40%となるため、支援対象外となります。

4. 申請添付様式4 大学等発ベンチャ一起業の概要 (青字は記入例)

大学等発ベンチャ一起業の概要

- 申請機関にて大学等発ベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合に提出してください。
- 全体でA4、2ページ程度を目安に記載してください

1. 大学等発ベンチャーの起業に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	起業計画における位置づけ
○○ ○○	○○大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	機関における窓口
○○ ○○	○○大学大学院○○科	発明者	技術顧問
○○ ○○	元○○化学	元部長	代表取締役
○○ ○○	○○キャピタル		資金提供
○○ ○○	○○キャピタル		企業に関するアドバイス

2. 起業計画

2-1. 起業スケジュール

※大学等発ベンチャー設立までの想定スケジュールを記載してください。

※現時点で着手済みの項目と、今後の計画が見分けられるよう記載してください。

2-2. 起業の礎となる先願・後願

※本申請の特許以外に起業の礎となる先願、後願があれば示してください。

※公開前の特許出願の場合には、非公開特許文献としてその出願書類を提供してください。

3. 事業構想の概要

3-1. 発明の特徴と競合する類似研究・先行技術、既存ビジネスとの比較

※必要に応じて比較一覧表等を添付いただいても構いません。

3-2. 既存のビジネスモデルに基づく実用化が困難と考える理由

※本発明の事業化に、既存企業へのライセンスではなく、起業を選んだ理由を記載してください。

3－3. 上記の問題点を克服する新しいビジネスモデルあるいは構想
※当該発明をどのような形態で実施するのかを示してください。

以上

5. 権利化支援に関する契約書 (青字は記入例)

権利化支援に関する契約書

○○大学法人○△大学（以下「申請機関」という。）は、以下に掲げる出願（以下「基礎出願」という。）に基づく特許権取得及びその実施について、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の費用支援を受けるために、権利化支援に関する契約約款を理解し、ここに権利化支援に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 科学技術振興機構整理番号： S2020-0000 （契約番号:200000-000-007001）

2. 案件名： ○○及び△△を作動させる機構

3. 優先権主張の基礎となる国内出願（基礎出願）：

出願番号： 2019-000000 2019/00/00

出願人： ○○大学法人○△大学

4. 支援対象

区分	国又は出願 [出願別整理番号]	支援割合
特許協力条約に基づく国際出願	PCT 出願 [200000-000-PCT00]	100%

上記を証するため、本契約を作成し、機構及び申請機関は記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

機構 東京都千代田区四番町5 - 3 サイエンスプラザ
国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者 知的財産マネジメント推進部長

申請機関

権利化支援に関する契約約款

(定義)

第1条 本契約における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「本出願」とは、本契約に記載された基礎出願に基づく優先権主張を伴う出願の内、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (2)「本指定国移行手続き」とは、特許協力条約（以下「PCT」という。）第22条（1）に基づく指定官庁（欧州特許庁も含む）への手続きの内、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (3)「締約国の指定」とは、欧州特許出願に際して申請機関が行う欧州特許条約締約国の指定のうち、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (4)「本特許権」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定を経て生じる特許権をいう。
- (5)「支援対象国」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定を行うことによって本特許権が成立する国をいう。
- (6)「支援割合」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定における申請機関の持分比率あるいは費用負担率のうちいちばん低い比率をいう。
- (7)「実施料収入」とは、一時金、ランニングロイヤリティー、不実施補償金、技術開示料オプションフィー、その他名称を問わず本特許権又はその特許を受ける権利に関して申請機関が第三者から收受した対価をいう。
- (8)「支援期間」とは、本出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定に関する審議を行った機構の知的財産審査委員会の開催日以降、本契約の終了日までの期間をいう。
- (9)「費用支出終了日」とは、第3条に基づき申請機関が機構に請求可能な費用の請求書発行日（現地代理人の請求書発行日。現地代理人を介さない手続きの場合は国内代理人の請求書発行日。以下次号について同じ。）の期限をいう。
- (10)「請求期限」とは、第3条に基づき申請機関が機構にその費用を請求することができる期限をいう。
 - イ 支援期間内においては請求書発行日から1年が経過した日
 - ロ 機構による支援継続要否判断の結果支援終了となる場合においては機構の指定する日
 - ハ 申請機関からの支援終了申請がなされた場合においては機構の指定する日
- (11)「年度」とは、機構の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(権利確保・実施許諾に関する努力等)

第2条 申請機関は、速やかに基礎出願に基づく本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定に関する手続きを開始する。

- 2 申請機関は、有用な権利の確保に努めるとともにその経済性にも配慮する。
- 3 申請機関は、本特許権が実施されるよう最大限努力する。

(費用支出)

第3条 本特許権を成立させるために申請機関が支払った費用のうち、支援期間開始日から費用支出終了日までの間に発生した費用であって、別紙1「支援対象外費用」に該当せず且つ機構が認める費用について、本契約4. 支援対象に記載された申請機関の支援割合に対応する額のうち80%を、機構が申請機関に支出する。

- 2 申請機関は、前条に定める本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定の後、前項に定める機構からの支出を受けるため、機構が別途定める様式及び必要書類により、費用発生の都度速やかに機構に請求を行うものとする。請求期限内に機構に請求書が到達しなかった費用については、申請機関はその支出を機構に求めることができない。但し、年度末等で機構から申請機関に別途請求書送付期間を指定する場合には、通知する指定期間内に申請機関は機構に請求を行うことができる。
- 3 別紙1に記載する支援対象外費用の他、申請機関の手続きの瑕疵により生じた費用、本契約の趣旨に照らして不適切な用途に支出された費用及び支援対象費目であることが判別できる情報の付されていない費用は支援対象外費用とする。

4 著しく高額の請求については、機構が申請機関に個別に内容を確認し、支援対象外とする場合がある。

(費用支出の終了)

第4条 機構は、各支援対象国において次の各号の一の事由が生じた場合には、第3条に基づく機構の費用支出の全部又は一部を終了するものとし、括弧書きがあるときはそれぞれ括弧書きに定める日を、それ以外については機構が定める日をもって費用支出を終了する。

- (1) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権が申請機関から第三者に対し譲渡された場合
(申請機関による譲渡申請日)
- (2) 支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされた場合、もしくは本特許権について無効が確定した場合
- (3) 機構が支援対象国における本出願についての本指定国移行手続きに関して支援すべきでないと判断した場合
- (4) 本出願において、本指定国移行手続きをせずに指定国移行期限が到来した場合（基礎出願日から3年が経過した日）
- (5) 本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定において、申請機関からの支援終了申請がなされた場合（申請機関による終了申請日）
- (6) 申請機関が本契約の条項に違反した場合
- (7) 主務官庁からの指示、行政指導又は財政上の問題等により機構が本契約に基づく支援を行うことが困難な状況に至った場合
- (8) その他機構が必要と判断した場合

2 機構は、原則として基礎出願日から4年が経過した時点以降、適宜、費用支出継続の必要性について支援対象国毎に検討し、その唯一の裁量に基づき必要性が低いと判断した場合には、申請機関にその旨通知の上、以降の費用支出を行わない。

(報告)

第5条 申請機関は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき又は生ずるおそれがあるときは、速やかにその内容を機構に報告しなければならない。

- (1) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権の第三者への実施許諾。但し申請機関は本契約の終了日までは第2項の報告をもって代替できる。
 - (2) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権の第三者への譲渡
 - (3) 支援対象国における本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定における拒絶査定の確定又は放棄、出願取り下げ若しくは本特許権の無効の確定
 - (4) 申請機関の所在地の変更、名称の変更
 - (5) 申請機関の解散、合併、会社分割、営業譲渡などの組織再編
 - (6) その他申請機関に著しい変動を来すおそれのある事由であって前各号に準ずると認められる事由
- 2 申請機関は、契約締結日から契約終了日まで年度ごとに、支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権につき、所定の様式によるライセンス活動状況等報告書を機構に対し提出しなければならない。

(秘密保持)

第6条 機構及び申請機関は、本契約の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び業務上その他的一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。但し、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。

- 2 機構及び申請機関は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約において秘密情報とし

て扱わない。

- (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に取得したことを証明できる情報
- (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

4 機構及び申請機関は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要且つ相当な範囲でこれを開示することができる。但し、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。

(協議)

第7条 本契約の各条項について疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、機構及び申請機関で誠実に協議する。

(契約解除)

第8条 機構及び申請機関は、以下に掲げる場合、何らの催告を行うことなく本契約の全部又は一部を直ちに解除できるものとする。

- (1) 相手方が本契約に違反し、当該違反行為の是正を書面で催告し、60日以内に当該違反行為が是正されない場合
- (2) 違反行為が客観的に治癒不可能である場合
- (3) 本出願、本指定国移行手続き若しくは締約国の指定又は機構からの費用支援を受けるに際し、申請機関が偽りその他不正の手段により出願、申請、その他の手続きをしたことを機構又は申請機関が認定した場合
- (4) 申請機関が機構に対し、本契約に基づく費用を偽りその他不正の手段により請求したことを機構又は申請機関が認定した場合
- (5) 申請機関につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他倒産手続開始の申し立てが行われた場合
- (6) 機構又は申請機関が解散した場合
- (7) 機構若しくは申請機関若しくはその役員が反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったことが判明した場合
- (8) 機構若しくは申請機関若しくはその役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること又は関係を有していたことが判明した場合

(費用の返還)

第9条 申請機関は、以下に掲げる場合、本契約の解除の有無にかかわらず、機構の指定する日までに、機構が支出した費用の全部又は機構が定める一部を一括して返還しなければならない。

- (1) 申請機関が本契約に基づく費用の支出以外の外国特許出願促進を主目的とする国費又は国費を財源とする資金により本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定の費用の支援を重複して受けたとき
- (2) 申請機関が本契約に違反したとき
- (3) 第3条第1項の規定に基づき機構が支出対象として認めるべきでなかった費用又は第3条第3項の規定に基づき支援対象外費用とされるべき費用が過誤により支出されていたことが判明したとき
- (4) 支援対象国における出願費用の全部又は一部が特許庁（外国の特許庁を含む。）又は代理人から返金されたとき
- (5) 前条（3）乃至（8）により機構が本契約を解除したとき

(本契約の終期)

第10条 本契約は、第4条に基づき機構による費用支出が終了したときに終了する。この場合、本契約の終了日は、第4条第1項(4)を除き機構が指定する日とし、第4条第1項(4)の場合は次項各号の一の事由が生じた日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一の事由が生じた日をもって、本契約は終了するものとする。
 - (1) 本出願がPCT出願の場合、基礎出願日から3年が経過した年度の翌年度の6月末日
 - (2) 本出願がPCT非加盟国への出願又は本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、基礎出願日から8年が経過した年度の翌年度の6月末日
 - (3) 本特許権が全ての支援対象国において消滅する日
- 3 第1項若しくは前項(1)若しくは(2)に基づく契約の終了の場合又は第8条に基づく契約解除の場合、第5条第1項(1)及び(2)並びに第6条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。但し、その存続期間は、本特許権が全ての支援対象国において消滅するまでとする。
- 4 第2項(3)に基づく契約の終了の場合、第6条の規定は、契約終了後5年間存続するものとする。
- 5 第1条及び第9条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。

別紙1 支援対象外費用

- 1) 日本国出願に関する費用
 - ・但し、PCT出願の支援案件について、日本国への移行書面の提出(PCT19条補正・34条補正の写しの提出を含む)に係る公的費用及び付随する代理人費用は支援対象
- 2) 分割出願手続きに関する費用
 - ・但し、手続を行うかどうかの事前検討費用は支援対象
- 3) 審判請求に関する費用
 - ・但し、手続を行うかどうかの事前検討費用は支援対象
- 4) 訴訟、その他紛争処理に関する費用
- 5) 登録維持年金、その他特許料が納付された後の費用
 - ・但し、登録料に登録維持年金が含まれる場合の当該登録維持年金は支援対象
- 6) 1言語につき税抜き100万円を超える翻訳費用のうち、100万円を超える部分の金額
- 7) 日当、交通費
- 8) 消費税

6. 令和6年度申請書類一覧

【申請書類一覧】公募システムを利用して申請をおこなう際のお願い事項及び提出書類

(1) 申請にあたってのお願い

①:電子申請について

- ・本支援の電子申請に関する詳細は、下記ページの「電子公募システムについて」の案内をご確認ください。

※申請添付様式1～4のWORD形式ファイルは、同様に下記ページからダウンロードをお願いします。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu06.html

②:「テキストデータが抽出できる形式の電子データ」について

- ・提出いただく電子データがワード形式やhtml形式の場合、図面・数式等のリンク切れが発生する場合があります。

ご自分の環境で問題なく表示されても、図面・数式等が別ファイルとしてリンクされている場合は、提出後にリンク切れが発生する、あるいは図面の順序が不明となる場合があり、提出前に一度別の場所に保存して開いてみる等、ご確認をお願いします。

- ・リンク切れの原因が分からぬ場合は、WORD形式やhtml形式に併せて、PDF形式の電子データのご送付もお願いします。

※編集可能なPDF(PDFファイル上で選択した文字列をコピーし、メモ帳等に貼り付けられるもの)であれば、そのままご提出いただけます。

③:「PCT出願の各出願書類一式」について

- ・WIPOのHPから取得可能なPCT願書、特許請求の範囲等一式については、編集不可のPDFとなっております。これらの書類につきましても、編集可能なPDFファイルやWORDファイルでのご提出をお願いします。

④:国際調査報告、国際調査機関の見解書が申請時点で届いていない場合は、JST電子公募システムの「JSTへの連絡事項」欄にその旨を記載の上、先に電子申請を行い、申請期限の2ヶ月後までに電子公募システムより提出してください。

⑤:「国際予備審査請求日」について

- ・国際予備審査請求書のご提出に際して、同審査請求日が分かるものも併せてご提出をお願いします。

⑥:ファイルの送付について

- ・電子申請に関する書類は、申請の内容毎に異なります。一度に多くのファイルを提出することとなりますので、(2)表1:申請書類一覧を確認しつつ準備してください。

- ・ファイルが揃いましたら、zip、lzh形式などの1つの圧縮ファイルにまとめ、ファイル名のどこかに申請番号「S20**-****」をつけてアップロードしてください。

※SSL化(暗号化通信)されていますので圧縮ファイルにパスワードを設定しなくとも安全に転送できます。

⑦:大容量ファイルの提出方法について

- ・⑥で作成した圧縮ファイルの容量が100MB以下の場合には、電子公募システムにてファイルを提出してください。
- ・100MBを超える場合には、JSTが用意するファイル転送サービスの利用をお願いします。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu06.html#CONTENT_1_9

⑧:「3. PCT出願関連」のファイル名について

- ・手続きの一連の流れがわかるよう、ファイル名の頭に提出日・受領日等を含めて時系列のわかる名前を付けてください。
- ・ファイル確認及び受付処理の迅速化のため、ご協力をお願いします。

(2) 表1：申請書類一覧

\	提出書類	①PCT出願	②指定国移行				
			新規申請	再申請	継続申請		
1. 申請添付	「発明概要(申請添付様式1)」		【必須】テキスト				
	「技術移転体制等の概要(申請添付様式2)」		【必須】テキスト 申請添付様式4を提出する場合は不要				
	「持分と費用負担割合(申請添付様式3)」		【該当ある場合】テキスト				
	「大学等発ベンチャー起業の概要(申請添付様式4)」		【該当ある場合】テキスト				
2. 基礎出願関連	基礎出願の出願書類一式 願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書、配列表		【必須】テキスト				
	—(願書に[出願番号][出願日]の記載がない場合) 受領書・出願番号通知・補正命令書など 特許庁が発行した「出願番号」と「出願日」が確認できる書類の写しをいずれか一つ		【該当ある場合】PDF				
	—(国内優先権主張出願をしている場合) 優先権の基礎となる出願の出願書類一式		【該当ある場合】テキスト				
	—(複合優先をする場合) 複合後の請求項案		【該当ある場合】テキスト				
	—(外国語による基礎出願の場合) 請求項の日本語訳 ※申請時に提出 明細書の日本語訳 ※審議資料の提出時までに提出		【該当ある場合】テキスト				
	—(特許法30条適用の場合) 特許庁提出書類の写し(新規性喪失の例外証明書) 公知内容の確認できる冊子・論文等		【該当ある場合】PDF				
	3-1.PCT出願の各出願書類一式 願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書、配列表		【必須】テキスト				
	—(願書に優先権の基礎となる出願の[出願番号][出願日(優先日)]の記載がない場合) 基礎出願の受領書・出願番号通知・補正命令書・国際公開公報のフロントページなど 特許庁(国際調査機関)発行の優先権の基礎となる出願の[出願番号][出願日(優先日)]が確認できる書類の写しをいずれか一つ	—	【該当ある場合】PDF	【該当ある場合】PDF 前回申請時に基礎出願の受領書等を提出済みの場合は不要			
3. PCT出願関連	3-2.国際調査報告及び国際調査機関の見解書	—	【必須】PDF				
	国際調査報告引用文献(非特許文献)該当箇所のコピー	—	【必須】PDF 先行文献と重複する場合は不要				
	—(国際予備審査請求済みの場合) 国際予備審査請求書(特許庁提出書類の写し)	—	【該当ある場合】PDF				
	—(PCT19条補正、34条補正を行った場合) 補正後の請求の範囲・明細書、出願番号記載のページ	—	【該当ある場合】テキスト				
	—(否定的見解に対する答弁を行った場合) 国際調査報告及び国際予備審査機関の見解書の否定的見解に対する答弁書	—	【該当ある場合】テキスト				
	—(国際予備審査請求済みの場合) 国際予備審査報告書	—	【該当ある場合は必須】PDF 申請後、後送で可				
	—(国内特許査定で代替する場合) 国内特許査定書類(国内書面以降の特許庁提出書類・受領資料の写しも提出。)		【該当ある場合は必須】申請後、後送で可 特許庁への提出書類テキスト 特許庁からの受領書類PDF				
	4. 文献先行	発明の概要「2.申請前調査結果」[発明者が出願前に発表した最も近似する技術]未公開特許文献・非特許文献 発明の概要「2.申請前調査結果」 [他者の公知技術・従来技術 調査結果]非特許文献	【該当ある場合】全文 PDF	【同左】 前回申請時に提出済みの場合は不要			
5.	技術移転が進められている傍証となる文書	—	【必須】PDF				
6.	有用性・外国での出願・活用戦略及び技術移転計画についての追加資料		申請添付様式1ので「追加資料の有無」をありとした場合 PDF				
7.	PCT出願支援審査時の条件とその対応についての追加資料 基礎出願からの主な追加・修正事項についての追加資料	—	申請添付様式1で「追加資料の有無」をありとした場合 PDF				

テキスト : テキストデータが抽出できる形式の電子データ(ワード、html等)。編集不可のPDFファイルは使用できません

PDF : PDFファイル等を添付してください。電子化が難しい場合には紙媒体(写)を郵送してください

7. 各専門分野における技術内容の詳細

各専門分野の技術内容について、本紙をご参照ください。

専門分野	技術内容
第1分野 (バイオ・薬品・医療系分野)	治療薬、試薬、診断薬、診断キット、健康食品、動物用飼料、動植物の育成方法、遺伝子導入技術、遺伝子欠損・組換え動植物、医療用材料（人工骨、人工臓器、人工皮膚、臓器保存液）、ドラッグデリバリーシステム用材料、電気・磁気・光を利用した生体分子の分析・精製装置、生物学実験用ツール、生体分子の検出装置（チップ、ビーズ等）、生体分子観察用蛍光標識材料、生体分子観察用顕微鏡、農薬
第2分野 (電子部品・光デバイス系分野)	メモリ素子（半導体・磁気・光）、検出素子（半導体・磁気・光・放射線）、光素子（発光素子・受光素子・レーザー装置、光集積回路、フォトニック結晶、光スイッチ、導波路）、熱電変換素子、光電変換素子、量子効果素子、平面ディスプレイ（有機EL、液晶、電界放出ディスプレイ）、半導体集積回路（技術）、半導体材料（化合物半導体、有機半導体、透明導電性材料）、誘電体・圧電材料、磁歪材料、電磁波吸収材料、超伝導材料、MEMS 応用、マイクロ流体、微細パターニング技術、微細加工技術、生体分子を用いた微細構造物
第3分野 (合成化学・化学物質系分野)	有機化学、高分子化合物、炭素材料、高分子物質の処理、発泡形成、繊維・積層体、フォトレジスト、感光材料・写真法、EL 材料、化学分析方法・材料・ツール、放射線一般、無機化合物、セラミックス材料、触媒、合金、金属材料、溶接材料、金属又は合金の処理、電池・電池材料、下水又は汚泥等の処理、膜分離、破碎、気体・液体・固体・同位体の分離・その他の処理操作、乳化・分散、マイクロカプセル、潤滑剤、洗剤、香料、塗料、接着剤、顔料、その他の化合物の用途、土木・建築材料
第4分野 (機械・処理操作・光通信・ソフトウェア・ネットワーク系分野)	通信技術、情報処理、ソフトウェア、音声認識、画像認識、音響システム、暗号システム、光通信システム、量子コンピューティング、量子通信、立体画像表示、半導体以外の材料からなる各種光源、レーザー装置、生体認証システム、モーションキャプチャーシステム、視線検出システム、位置制御、遠隔操縦、ナビゲーションシステム、ロボット、航空宇宙、物理分析用ツール、医療用測定機器、治療用・支援用機器